

愛媛県教育委員会 7月臨時会会議録

1 開会の日時及び場所

平成20年 7月25日（金）午前10時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 山口千穂 委員 和田和子

委員 松岡義勝 委員 伊藤剛吉 教育長 藤岡 澄

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 菅原正夫

指導部長 丹下敬治

文化スポーツ部長 中川敬三

教育総務課長 高岡 亮

生涯学習課長 眞鍋幸一

義務教育課長 福本純一

高校教育課長 竹本公三

人権教育課長 宮崎 悟

特別支援教育課長 武智一郎

文化振興課長 荒本 司

文化財保護課長 濱田健介

保健スポーツ課長 大杉住子

国民体育大会準備室長 岡田清隆

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午前10時00分開会を宣する。

委員長 本臨時会は、大分県において発生した小学校の教員採用に関し、県教委幹部職員等が収賄容疑で逮捕、起訴される事件が明らかとなり、7月17日に開催された全国都道府県教育委員会連合会第1回総会等での議論や文部科学省からの指導を踏まえ、教員採用等の在り方に関する点検について、教育委員会として協議を行いたく招集した旨説明する。

(2) 協 議

教員採用等の在り方に関する点検について

委員長 協議題の説明を求める。

義務教育課長 大分県で発生した教員採用及び昇任選考に関する事件に関し、文部科学省からの通知を受けて執り行った本県の教員採用の緊急点検について、文部科学省へ提出する点検結果の報告に基づき、次のとおり説明するとともに、昇任選考においても教員採用と同様に点検及び改善策の検討を行う旨説明する。

- ・ 試験問題・解答・配点の公表

試験問題、解答及び配点は、試験終了後の1箇月後から公表している旨、及び第1次選考試験後に受験者に問題用紙を持ち帰らせることも検討する旨説明する

- ・ 採用選考基準の公表

採用選考基準は、試験終了後の1箇月後から面接の判定基準を除いてすべて公表している旨、及び面接の判定基準の公表についても慎重に検討する旨説明する。

- ・ 成績の本人への開示

成績は、平成14年度から、本人の口頭による開示請求があれば開示することとしており、第1次選考試験の不合格者には一般教養、教職専門科目及び集団討論・面接試験の得点、加点制度による評価点並びに不合格者の中での総合ランク（上位・中位・下位）を、第2次選考試験の受験者には第1次選考試験の一般教養、教職専門科目及び集団討論・面接試験の得点、加点制度による評価点、総合得点並びに第2次選考試験の筆記試験及び面接の得点を開示している旨説明するとともに、愛媛県個人情報保護条例に基づき、受験者に答案を開示することも可能である旨説明する。

- ・ 選考の各段階における不正防止チェック

問題作成、面接、採点、データ入力及び集計等は、業務段階ごとに、複数の者でチェックしている旨、データファイルの管理も情報技術によりセキュリティを確保し、厳正に管理している旨、及び採点業務は、受験番号や氏名を隠して、採点者が受験者を特定できない方法で採点を行っている旨説明するとともに、加点制度の評価点については、加点審査委員会を設置し、加点審査委員会で審議した後、評価点を決定している旨説明する。

- ・ 公正な面接試験の確保

面接官は、受験者と利害関係のある者が面接を行うことはない旨、及び面接官には、第1次選考試験は教育関係者に加え行政関係者を起用し、第2次選考試験はさらに企業の人事担当者やPTA関係者、学校評議員を起用している旨、並びに教員採用選考試験に不要な情報は、志願書への記載や提出を求めないこととしている説明する。

- ・ 関係文書の適切な保存

愛媛県教育委員会文書管理規程に基づき、実施要綱、試験問題及び成績一覧表は、5年間保存している旨、答案、志願書、面接判定票及び適正検査結果は、1年間保存している旨説明するとともに、答案等は、不正が行われていないことを示す資料でもあることから、長く保存することが好ましいと考えられるが、保管スペースを確保しなければならないという問題や、得点は開示請求を行うことによ

り本人がチェックすることができる制度であること、採点等の際には複数の者でチェックし、整理した書類は5年間保存していることから、現状で十分と判断している旨説明する。

- ・ その他の不正防止のための措置

教員採用に係る不正についての通報は、教育総務課に、教員採用選考試験を含めた教育に係る総合的な外部通報窓口を設置している旨、及び教員採用選考試験の実施、志願の状況、採用の状況等は、毎年各プロセスにおいて教育委員会で報告している旨説明する。

- ・ 「教員の採用等における不正な行為の防止について（通知）」を受けての点検の概要

教員採用における事務について、そのプロセスごとに92項目の点検項目を作成し、点検した旨説明する。

- ・ 過去の不正な行為について

過去の教員採用において不正な行為は、認められなかった旨説明する。

- ・ 平成20年度教員採用試験に関し合否の個別連絡をしていた事実の有無

合否の問い合わせがあった場合は、合格発表時（ホームページ掲載）以降に連絡したことがある旨、及び受験番号による問い合わせは、発表後であれば、議員等に限らず、誰にでも応じている旨説明する。

委員長 意見を求める。

委員長 成績の本人への開示について、第1次選考試験の不合格者に総合判定のランクは知らせているが、順位を知らせていない理由を質問する。

義務教育課長 総合ランクを知らせているのは、不合格者に対し次回以降の試験に備え、それぞれの成績や総合における自分の位置を知らせるため、順位までを知らせていないのは、上位の受験者には意欲を持たせることになるが、下位の受験者には意欲を無くさせる可能性もあることから、受験した者すべてが次回以降も教員採用に意欲と希望を持ち続けてほしいため、このような情報提供としている旨説明する。

委員長 試験結果の順位を開示することは、教員採用の透明性を高めることと考えられるので、試験結果の順位を開示すべきである旨意見を述べる。

義務教育課長 試験結果の順位を開示すべきである旨の意見があることも十分認識しているので、今後、慎重に検討したい旨説明する。

伊藤委員 試験結果の口頭による開示請求を平成14年度から実施している理由を質問する。

義務教育課長 平成13年10月に制定された愛媛県個人情報保護条例に基づき、平成14年度から口頭による試験結果の開示請求を実施している旨説明する。

伊藤委員 口頭による開示請求は、どれくらい請求があるのか質問する。

義務教育課長 平成19年度は、小中学校等の教員採用では293件の請求があり、県立学校の教員採用では140件の請求があった旨説明する。

和田委員 試験問題の持ち帰りを認めていない理由を質問する。

義務教育課長 第三者が試験問題を流用して他の目的で使用するおそれがあることから、現在は身分を明らかにした者に対して、一般閲覧を可能とすることで対応している旨、及び試験問題の持ち帰りを認めるかどうかについて、今後、検討したい旨説明する。

松岡委員 得点の入力・集計時に、得点が恣意的に変更されるおそれはないのか質問する。

義務教育課長 答案用紙の得点と入力した得点は、複数の職員でチェックを行っているので、改変することは不可能である旨、及び得点は、本人に開示することから、受験者も自分の得点をチェックできるシステムとなっているため、得点が無断に変更されることはない旨説明する。

和田委員 本県は加点制度を設けているが、その趣旨は、採用後どのように生かされているのか質問する。

義務教育課長 加点制度を利用して採用した教員は、スポーツで実績を持っている教員は部活動の競技力の向上や優秀な指導者の後継者育成を目指す学校へ配置したり、特別支援学校教諭等の免許状を有している教員は特別支援学級がある学校へ配置するなど、その専門性が発揮できるように、加点制度を利用して採用した教員が特色ある学校づくりに貢献できるよう配慮した配置としている旨説明する。

山口委員 合否連絡の依頼があったということであるが、過去の調査を実施したのか質問するとともに、いわゆる口利きには、どのように対応していたのか質問する。

義務教育課長 過去5年間の教育長、教育次長、指導部長、課長、担当職員であった者に対し、在職中に口利きや合否依頼があったかどうか、また、それにどのように対応したか聞き取り調査を実施したところ、件数は記録がないことから明らかでないが、県議、国会議員の秘書、知人、OBなどからの依頼がいずれの年度にも十数件あった旨、その大半は、合格させるようにしてほしいという意図を持った、いわゆる口利きではなく、合否の連絡を依頼する趣旨のもので、合格発表時以降に合否の結果を連絡していた旨説明するとともに、いわゆる口利きを受けた場合は、合格は本人に実力次第と答えるとともに、本県の透明性の高いシステム

を説明しており、不正を行った事実はない旨説明する。

山口委員 不正は、本当になかったのか質問する。

義務教育課長 本県の教員採用は、公平性と透明性を高め、不正が行われないシステムをとっており、例えば、試験結果の開示については、要項で配点を示すとともに、試験問題及び採点基準も公開していること、合格発表後、請求に応じて得点及び総合ランク等も公開していること、公開請求があれば答案も公開していること、また、採点については、複数の職員が担当し、受験番号・氏名は隠した状態で採点していること、成績一覧表への受験者の氏名は、複数の職員で厳重なチェック体制のもと、採点后初めて氏名欄等を開封し、その場で入力していることから、不正が入り込む余地はないと考えている旨説明する。

委員長 教員採用の制度について、どんな制度を構築しても、それを運用する職員の規範意識がなければ、制度は何の意味もなさないので、職員の規範意識を高めるとともに、不正はいつでも起こりうるということを念頭において不正防止に取り組んでもらいたい旨意見を述べるとともに、今後、教員採用にどのように取り組むのか質問する。

教育長 本県の教員採用選考試験の制度は、全国的に見ても公平・公正・透明性の高いシステムとなっているが、現状に満足することなく、全国の点検結果も参考にしながら、改善すべきは改善したい旨、職員の規範意識を高めることは勿論であるが、複数の者が加担しても不正を行うことはできないように、より厳格な教員採用のシステムを構築したいと考えている旨、及び7月22日に第1次選考試験の状況を視察したが、暑期中、受験生が真剣に試験に取り組んでいる姿を見ると、改めて教員採用を厳格に実施しなければならないと考えており、県民の信頼に応える業務の遂行、対応に努めたい旨説明する。

委員長 しっかりとした制度を構築することは勿論のことであるが、それにかかわる職員の倫理観も高め、知恵を出し合いながら公平性、公正性、透明性の高い教員採用を実施してもらいたい旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 議案第49号県立学校教員の懲戒処分については、人事案件であることから、審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 非公開とする旨宣する。

(3) 議 事

議案審議

委員長 議案第49号を上程する。

○議案第49号 県立学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 同僚の女性教員にセクハラ行為を行った県立学校教員を懲戒処分する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 事件が明らかとなった理由を質問する。

高校教育課長 各学校に設置しているセクシュアル・ハラスメント相談員に本人から申し出があり、事件が明らかとなった旨説明する。

教育長 このような事件が起こったことは、甚だ遺憾であるが、被害者が誰にも相談できず一人で悩むことがないように設置しているセクシュアル・ハラスメント相談員が、制度的には機能したと考えている旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(4) 閉 会

委員長 午前11時5分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。